

学校いじめ防止基本方針



静岡県立吉田特別支援学校

駿遠分教室

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う。（いじめ防止対策推進法第2条）

※「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

※「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう

○具体的ないじめとして、次のようなことがあげられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・体をぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする 等

○注意を要することとして、次のことがあげられる。

- ・加害者を「児童等」に限定していること
- ・「心理的又は物理的な影響を与える行為」であり、攻撃を与える意図がない行為（いじめるつもりはない行為）であっても、被害者の児童等の気持ちを重視し、いじめとなる可能性があること
- ・「インターネットを通じて行われるものを含む」と明記されていること。
- ・「心身の苦痛を感じているもの」では「いじめでは多様な様態があることに鑑み法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』等の要件が限定的に解釈されることのないようにつとめること」に特段の配慮をすべきこと（衆議院と参議院の文部科学省の「付帯決議」）
- ・いじめの行われた場所について限定がないこと。

このように「いじめ」とは、被害者の立場に立ち、「心身に苦痛」を感じさせることに「影響」を与える原因となった「行為」である。本法により、児童等の人権を擁護する立場がより一層明確になった。

「いじめ」か否かの判断については、学級担任が一人で行うべきことではなく、学校全体で組織的に明らかにしていくことが求められる。

2 いじめの理解

いじめはどの児童生徒にも、どこでも起こりうる。「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ、無視、陰口）は、多くの子どもがいじめる側いじめられる側として、入れ替わりながら経験している。また、集団によるはやし立てや見て見ぬふりをするなどのいじめもあり、不安やストレスをため込むこともあり注意を要する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生することもあるため、注意深く対応する。暴力を伴ういじめ、伴わないいじめ、集団の中でのいじめを助長する雰囲気の継続等により、いじめられた子どもの心理や身体に不快嫌悪、苦痛を蓄積してしまうこともある。いじめを許さないという雰囲気、体制を図ることが必要である。

3 本校(駿遠分教室)の基本的な考え方

「人権を尊重した教育」は、吉田特別支援学校(本校・分教室)の経営の大きな柱としている。いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為であるが、どこにでも起こりうることであり、周囲の環境、雰囲気や子どもの特性に応じてすべての児童生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた児童生徒は、心身ともに傷つき、その程度は本人でなければ分からないことに配慮するとともに、いじめた児童生徒や周りの集団が、そのことについて理解しようとするのが大切である。

いじめの未然防止には、より良い人間関係をつくり上げていくことが求められる。集団として、「いじめは許されない」という雰囲気づくりや決まりを守るという意識を高め、自他の存在価値や認め合い尊重し合う意識や環境づくりが大切と考える。

また、教員は児童生徒とのより良い信頼関係をつくり、児童生徒の日々の行動観察を丁寧にするとともに、教員間の日々の情報交換を行うこともいつも心掛ける必要がある。

学校は、「学校いじめ防止基本方針」にのっとり、いじめに対して組織的に対応する。いじめ防止のための取組に係る達成目標を年度ごとに設定し、学校評価において達成状況を評価する。「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公表するとともに、毎年度の開始時に保護者や併設施設に説明し、連携して対応に当たるようにする。併設施設の職員とも情報を共有できるよう、打ち合わせや日常生活の中で、子どもの言動、学校・学園での友達との生活の様子などの連絡を密にしていくことが大切である。

第2章 いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止に関する基本方針」に基づき、本校の児童生徒に対するいじめ防止等に係る施策及び対応に関する校内体制などの対応全般に係る在り方や課題を検討し、いじめ防止等の生徒指導に関する様々な課題に対する防止・対応をはかり、児童生徒の人権を守るために本校では「人権道德教育推進委員会」を設置する。また、本委員会は児童生徒、保護者・学園からの相談・通報窓口として機能することを、児童生徒、保護者・学園、教職員に周知する。

1 人権道德教育推進委員会(いじめ防止対策委員会)

- (1) 構成員 (校長、副校長)、教頭、教務主任、○生徒指導課長、学部主任、必要に応じて併設施設の職員
- ※○はとりまとめ
- ※必要に応じて外部専門家

(2) 協議内容

- ア いじめ防止等に関する基本方針に関する事柄
- イ 資質向上研修の年間計画、評価に関する事柄
- ウ 各学部のいじめ対策の取組みに関する計画・評価に関する事柄
- エ 体罰又は不適切な指導の防止に関する事柄
- オ 重大事案発生時の対応に関する事柄

カ その他生徒指導に関する課題に関する事柄

(3) 開催期間

定例会を年3回実施する。(年間1回は、構成員全員が参加する会議を行う)

重大事案発生時は、緊急会議を開き、対応を協議する。

2 組織的対応のための体制づくり

- (1) いじめの疑いが認知された場合の校内の組織対応のフロー(別表1)を策定し周知する。
- (2) いじめ調査方法について統一した報告書式(別表3)にまとめ、客観的な情報が得られるようにする。

第3章 いじめ防止等のための対策

1 いじめの未然防止

- (1)「人権を尊重した教育」は、吉田特別支援学校(本校・分教室)の経営の大きな柱としている。いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為であり、どこにでも起こりうるということを強く認識し、その時々状況や児童生徒の特性に応じて組織的に対応する。
- (2)教員は、児童生徒一人一人の特性や性格を把握し、児童生徒との信頼関係を築くよう努める。日々の行動観察を丁寧に行い、変化について教員間で連絡し合い情報を共有する。
- (3)教員は、生徒指導事案フロー(別表2)に則り、年間を通し、計画的に人権やいじめに関する研修に取り組む。また定期的に、児童生徒との個別面談やSST、困りごとアンケートなどを実施し、児童生徒の思いを受け止め、その子の良さや可能性を認める姿勢をもつ。
- (4)児童生徒一人一人が「自分自身を知り自分を大切にする」とことと「他人への理解を深め」、より良い人間関係づくりと人権・道徳意識を高めることをともに考えていく。具体的には、読み聞かせや性教育の中で、自他を大切にすることや命の大切さについて指導する。
- (5)集団として「いじめは許されない」という雰囲気づくりや、決まりを守るという意識を高めていく。活動に入る前には、みんなで有意義な時間を過ごすことができるよう、ルールや行動の仕方などの具体的な約束事を、児童生徒とともに確認する。
- (6)併設施設の職員とも情報や対応を共有できるよう、毎日の打ち合わせを通し、日々の児童生徒の言動、児童生徒同士の関わりや生活状況について連絡を密にし、相互に状況把握をする。
- (7)保護者には、参観日・面談、ホームページ等で学校の様子を伝える。地域には、日頃から交流や関係機関(児童相談所等)との連携を行い、周囲の大人から児童生徒の生活を見守るようにする。

2 いじめの早期発見にむけての取組

- (1)児童生徒への日常的な観察を行い、予兆を発見する。いじめた、いじめられた、いじめが継続している等のサインや、周りからの情報収集をし、記録を残していく。

- (2) 児童生徒には、定期的にいじめ等に関するアンケートを実施する。
- (3) いじめの疑いやいじめがあった場合、教員間の連絡や相談、児童生徒（いじめられた側、いじめた側、周りで見ていた側等）からの聞き取りや情報収集を行い、各学部またはいじめ防止対策委員会で検討し、速やかに対応する。
- (4) 併設施設職員とも連絡を取り合い、対応について共通の指導を行えるよう連携を図る。
- (5) いじめの内容、程度によって、原因・状況分析をし、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒や周囲の児童生徒への支援など、対応策を教員間、併設施設職員、保護者と共通理解して行う。
- (6) 状況に応じて、関係機関（児童相談所、市町福祉課）と連絡し、連携していく。

3 いじめに対する対応

- (1) 相談・通報窓口
 - ア いじめの相談や通報の窓口は担任以外にも相談員として教頭、学部主任、養護教諭とする。
 - イ 上記の相談・通報窓口をホームページ、校内掲示で周知する。
- (2) 初期対応
 - いじめの疑いが認知されたり、いじめ行為の発見があったりした場合、直ちに担任は、調査に着手する。
- (3) いじめ等状況調査の実施
 - ア 調査、面談の具体的方法について調整する。
 - イ いじめを受けた児童生徒への支援と、いじめた児童生徒への指導について、各学部で、調査の実施と状況把握を行う。その結果に基づき、指導対応及び併設施設や保護者との連携について協議する。
 - ウ 対応の協議後、校長の承認を得て、直ちに実施する。
 - エ いじめ事案の発生及び対応については、県教育委員会に定期的調査にて報告する。
 - オ いじめに関係する児童生徒が、市町立学校在籍の児童生徒の場合は、当該学校長及び所管する市町教育委員会、県立学校在籍の児童生徒の場合は、当該学校長に直ちに連絡し、連携して対応に当たる。
- (4) その後の対処
 - ア 学校のいじめに対する対応及び措置をいじめ防止対策委員会で検討する。
 - イ いじめ等に関する問題行動等の対応記録と、その後の経過を追って記録する。
 - ウ いじめの再発防止のため組織を活用し、いじめを受けた児童生徒とその保護者（学園職員）に対する支援、いじめを行った児童生徒とその保護者（学園職員）に対する指導、助言を継続的に行う。
 - エ いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要となる。またいじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していく。

(5)年間の取組 ＊別紙 2

いじめの未然防止、早期発見の考えに基づき、いじめの防止等の取組を年間通して計画的に行えるように、いじめ防止対策年間計画を定める。

第4章 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1)いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図、精神性の疾患を発症、身体に重大な障害を負う、金品等に重大な被害を被る場合等)
- (2)いじめにより、児童生徒が心身不調で、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。(年間 30 日を目安とする)
- (3)児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (4)長期欠席への対応 (未然防止のための対応)

児童生徒の欠席が続く場合はいじめの未然防止のために情報を収集し組織で対応する

ア 情報収集と対応<対応:担任>

欠席 1～3 日

- ◆日常的に登校している児童生徒が欠席した場合、欠席理由や家庭での様子を本人や保護者から電話連絡等で聞き取り(※)、情報を共有する。

○いじめが疑われる場合

「生徒指導にかかわる事案に対する対応」(別添)に基づき対応

○いじめの疑いがない場合

欠席の理由や家庭での様子を聞き取り、学年、学部主任、必要に応じて管理職と共有

※ 欠席の理由が病気、入院、家庭の都合など明確な場合は除く。

※ 家庭の都合が長期に及ぶ場合は、関係機関等と連携し情報を共有する場合もある

イ 家庭訪問等の判断<対応:管理職>

欠席 3 日目

- ◆欠席が3日以上続いた場合、管理職と情報共有し、家庭訪問や面談の実施を検討する。

ウ 家庭訪問等の実施<対応:学年職員>

- ◆家庭訪問や面談を実施し児童生徒の状況確認や保護者からの情報を収集する。

○いじめが疑われる場合

「生徒指導にかかわる事案に対する対応」(別添)に基づき対応

○いじめの疑いがない場合

引き続き欠席が続いた場合は、随時状況確認や情報収集を行い、いじめの疑いの余地がないか等確認。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、県教委に報告し、県教委の判断のもと、速やかに県教委又は校長のもとに組織を設け、事態への対処や同様な事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。その際、因果関係の特定は行わない。児童生徒が入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、児童生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分に配慮しながら、速やかに調査を行う。

3 情報の提供

県教委又は校長は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。また、県教委が調査の主体となる場合は、県教委の附属機関が調査を実施することが考えられ、その際、公平性・中立性の確保について配慮する。

4 報道への対応

情報発信・情報提供については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については、連鎖（後追い）の可能性も考えられることから、報道の在り方に特別の注意（倫理観をもった取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

【令和8年9月改定】

別表Ⅰ

生徒指導に関わる事案に対する対応

駿遠分教室

※生徒指導に関わる事案…犯罪・違法行為、いじめ、問題行動（暴力、スマホ関連など）、
校内外のトラブル、体罰、性被害（セクハラ）など

◎生徒指導に関わる事案は慎重に対応しなければならない内容を多く含みます。

初動対応が非常に重要です。管理職、学部主任、生徒指導課長を含む組織で対応することが大前提となります。決して自己判断で対応してしまうことがないように。

対象（と疑われる）事案の把握

・児童生徒、保護者・学園からの申し出 ・アンケート ・教員からの指摘等

※報告に遅延が生じないように速やかに

事実確認（該当児童生徒、保護者・学園、関係者）※最小限の聞き取り

・担任、学部主任、で対応（複数の教員と情報共有はしない）

※原則「対」での対応は行わない

管理職、生徒指導課長へ報告【速報】

・学部主任より事象について報告
・最小限の聞き取り記録に基づき報告

聴き取り（該当児童生徒、保護者・学園、関係者） ※記録の作成

・日時、場所、だれが、何をなど、語られた言葉のまま正確に記録（表情、声のトーンなども）
・どのような言葉でどのような順序で質問したのかも合わせて明記
・要約したり聴き取り者の主観や評価を入れたりしない
・先回りして情報を引き出すような質問はせず、自発的に語らせるように

関係機関との連携

*管理職の指示の下

○教育委員会への報告（事案確認後速やかに）
○駿遠額編への相談
○スクールカウンセラーの活用
○スクールソーシャルワーカーの活用
○警察への相談
○スクールロイヤーの活用

人権道德教育推進委員会の設置

3日以内に開催

（◎校長、教頭、学部主任、生徒指導課長、○教務主任）

*検討事項

- ①事案が「重大事態」にあたる内容であるか
- ②具体的な支援、解決方法、対策の検討
- ③解決に向けた今後の支援、指導の進め方と学校、家庭・学園など支援者の役割確認

*指導措置等がなく、継続した指導を行う場合

・必要に応じて学部での対策を立てて今後の指導に当たる

○問題解消に向けた対応、措置内容の言い渡し

被害者、加害者の本人、保護者・学園に対して事実や経過を伝え、今後の指導方針や支援等の対応について共通理解を図る

聞き取りシート(報告書)

吉田特別支援学校駿遠分教室

※ 聞き取り前(同時)に管理職に口頭報告(第一報)

校 長	副校長	教 頭	事務長	養護教諭	生徒指導主事	学部主任	担 任

(ふりがな) 対象者氏名	加害 被害 その他 ()	
	学部 学年	
	名前 (ふりがな)	
聞き取り日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
聞き取り者	(職 氏名)	
記録者		
聞き取り内容		
日時		
場所		
誰が／誰から		
何を		
備考		

※ 第1回目の聞き取りは、空欄があっても良しとする。(聞きすぎない)

別表3

令和8年度 いじめ防止対策実施計画

駿遠分教室

開催時期	対応策	内 容	通年
4月	学校いじめ防止基本方針を教職員、保護者・学園に周知する	いじめ防止対策の学校基本方針について ・教職員へは、年度初めの会議等で伝達、組織での対応（フローチャート）の確認をする ・学部懇談・ホームページ等で知らせる	いじめを未然に防ぐために以下のことに取り組む ①人権教育、道徳教育等の推進 ②子どもの自主的活動の場の設定 また、早期発見のために普段から児童生徒の様子を把握することに努める ・日々の行動観察 ・家庭との情報交換 ・懇談会・面談等 ・放課後デイサービス等福祉機関との情報交換 ・地域・他校・関係機関との情報交換 ※重大事案等発生時は緊急生徒指導対策委員会を開く
6月	困りごとアンケート1回目（児童生徒）	・新年度を迎えての不安感に対応すること、いじめの早期発見に繋げることを狙いとしたアンケート実施、事後フォローを行う ・つらいと思うことがあればアンケートのように担任や家族に相談するといったことを、この機会に保護者や本人に伝える	
6月 （アンケート実施後、該当児童生徒がいた場合）	各学部 情報収集 各学部の生徒指導会議（教頭、学部主任・学年教職員・生徒指導課長）	・児童生徒や保護者への聞き取りを実施、状況を把握する ・いじめが疑われる案件についてその対応策、指導方針を検討する	
8月	人権推進委員会	・聞き取り情報の共有 ・いじめ事案の指導方針決定と共通理解	
11月	学校評価・学校生活アンケート（困りごとアンケート2回目）（児童生徒）	・生活における不安感に対応すること、いじめの早期発見に繋げることを狙いとしたアンケート実施、事後フォローを行う ・つらいと思うことがあればアンケートのように担任や家族に相談するといったことを、この機会に保護者や本人に伝える	
11月 （アンケート実施後、該当児童生徒がいた場合）	各学部 情報収集 各学部の生徒指導会議（教頭・学部主任・学年教職員・生徒指導課長）	・児童生徒や保護者への聞き取りを実施、状況を把握する ・いじめが疑われる案件についてその対応策、指導方針を検討する	
12月	人権推進委員会	・聞き取り情報の共有 ・いじめ事案の指導方針決定と共通理解 ・いじめ事案への対応に関する進行管理と共通理解 ・指導方針の決定・修正 ・来年度への引継ぎ	

《人権教育年間指導計画》各学年で月目標を参照し、実態に応じて指導場面を明確にし、各教科等の年間指導計画に位置づける。

4、5月	元気の挨拶をしよう	12月	思いやりの心をもとう
6、7、8月	気持ちのよい返事をしよう	1、2月	身の回りの物を大切にしよう
9、10月	身だしなみを整えよう	3月	感謝の気持ちをもとう
11月	「さん」づけで名前を予防		